

平成 23 年 3 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱈 弥生の情報発信

N0.5 介護トラブル



春の訪れが、あちこちで感じられるようになりましたが、みなさん、お元気でお過ごしでしょうか？

東日本大震災が起き、日本列島は大変なことになっています。

被災された方には心からお見舞い申し上げます。

自分には何ができるのだろうかを考え、行動していきたいです。

今回は、介護トラブルについて書きましたので、参考になさってください。

介護は契約の時代へ

2000 年 4 月から介護保険が導入され、介護は、介護を受ける側と提供する側の契約で行われるようになりました。それまでの公的な措置制度からの大きな転換がはかられました。利用者の増加とともに、様々なトラブルも発生しています。事故の件数が多い高齢者の転倒の判例（裁判になった事例）をもとに、どのようなことが問題になるのかをみていきましょう。

転倒事故

多発性脳こうそくで入院していた72歳の女性が病室内で転倒し死亡した事故につき、担当看護師の介添えを怠った過失を認め、病院側に損害賠償金（逸失利益、慰謝料）の支払いを命じました（東京高裁 平成15年9月29日判決）



Aさんは、B病院に入院し、多発性脳こうそくの治療を受けていました。B病院では、Aさんがトレイに行くときには、必ず看護師が介添えするよう指導していました。

入院の翌日、午前6時頃に、担当看護師が、Aさんに介添えしてトイレに行きました。

その際、Aさんは、「一人で大丈夫だから」といって、看護師の介添えを断り、一人で病室まで帰りました。

ところが、6時30分頃、Aさんが病室のベッドのそばで、後頭部を強打して倒れているのを発見されました。すぐに治療を受けましたが、意識が回復することなく、その4日後、急性硬膜下血腫で死亡しました。

Aさんの遺族は、転倒は担当看護師が介添えを怠ったために起きたとして、B病院に損害賠償請求をしました。

過失の有無

- ・B病院は、Aさんの症状から、看護師の介添えがあれば、歩いてトイレに行くことが可能だと判断しており、担当看護師も、介添えの指示を受けていた。
- ・医師や看護師らは、Aさんに対して、トイレに行く際には、介添えが必要なので、必ずナースコールをするよう指導していたが、Aさんは、ときおり一人でトイレに行っていた。

裁判所は、担当看護師には、Aさんがトイレに行く際には必ず付き添い、転倒事故の発生を防止すべき義務があったが、担当看護師がトイレの前でAさんと別れ、病室まで同行しなかったのは、担当看護師の過失にあたる判断しました。

因果関係の有無

Aさんが転倒したのは、トイレから戻った際にベッドに乗ろうとしたときかどうかは不明ですが、担当看護師がAさんを一人で病室に戻ることを容認したことが原因なので、因果関係はあると判断されました。

過失相殺(かしつそうさい)の適否

担当看護師の過失は認めたものの、Aさんにも80%の過失があるとされました。

この事案の場合、27,017,800円の賠償金のうち、20%にあたる5,403,560円の支払いのみが認められたということです。

裁判所が80%もの過失相殺を認めた一番の理由は、Aさんが、再三、介添えが必要であることを指導されていたにもかかわらず、担当看護師の介添えを断っていることですが、80%の過失相殺は大きすぎるといった意見もあります。(私もそう思います)

看護師という専門家であるならば、Aさんの言葉を鵜呑みにせず、病院の指示に従うべきだったのではというものです。

上記は、病院内での転倒事故の判例ですが、介護施設内のトイレでの転倒事故のケースでは、介護職員が、転倒の危険性がある85歳女性から、トイレに入る際、「一人で大丈夫だから」と言われ、外で待っていた直後に女性は転倒し、大腿骨骨折の傷害を負いました。

裁判所は、施設側の責任を認めましたが、85歳女性にも過失があるとして、30%の過失相殺がなされました。

施設側の安全配慮義務

裁判になるのは氷山の一角で、現実には、転倒や誤嚥(食べ物をうまく飲み込めないために気管内に入り、呼吸困難などを起こす)、送迎中の事故など、様々なトラブルが、多くの施設で起こっています。

上記の例からわかるように、事故が起こったときに最も問題になるのは、施設側が安全配慮

義務を果たしたかどうかということです。

安全配慮義務は、施設利用契約の契約上の義務と考えられているのです。

損害賠償請求するには？

施設側に損害賠償請求をするためには、施設側が安全配慮の義務を果たさなかったために事故が起きたという因果関係を被害者側で立証する必要がありますが、目の届きにくい施設内の事故を立証するのは難しいです。

また、「文句を言ったら、追い出されるかもしれない、後々のサービスが低下するかもしれない」という利用者側の気持ちが働き、施設側に苦情を言うこと自体をあきらめてしまう方も多いようです。

私は、日頃から「うるさい」と思われてちょうどよいと思っています。介護についても、わからなければとことん聞く、どこに書かれているのかという根拠を示してもらう等、施設側に要求していれば、うるさい客と思われて、それなりの対応はされると思います。

「いい人」になって不利益を被るよりも、ずっとよいことだと思うのですが、これも年の功でしょうか？

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

事務所を移転しました。JR 芦屋駅南口徒歩 1 分の便利のよい所です。
是非、お立ち寄りください。



ご相談内容

- ・相続が発生した
- ・遺言を書きたい
- ・後見制度について知りたい
- ・離婚を考えている
- ・交通事故にあった
- ・悪質商法に引っかかった
- ・自分で会社を興したい
- ・契約を結びたい
- ・内容証明を書きたい
- ・個人病院を医療法人にしたい

◆行政書士 6 年 主婦 16 年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生
ファイナンシャルプランナー

〒659-0051 芦屋市業平町1-17-203

TEL・FAX 0797 — 34 — 6203

携帯 090 — 7362 — 8523

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

ブログ <http://suzuki-gyousei-office.com/blog/>

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度
NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書